

(2013.11) 遺言・相続について

遺言のすすめ

○増える相続問題と遺言

家庭裁判所が取り扱う遺産分割事件が平成 22 年約 1 万 3500 件を超え、その解決に長時間要しています。公証役場で作られる遺言公正証書も平成 22 年約 8 万件を超え、増加の一途をたどっています。(公証役場資料より)

○なぜ遺言が必要か

自分の死後、遺産をめぐる子供たちや親族間に起こる争いを未然に防ぐために、遺言して、あらかじめ各相続人の間の遺産取り分や分配の方法を具体的にはっきりと決めておくのが良いのです。これが、遺言を必要とする一つの理由です。その他にも「葬式」の可否、喪主の指定や、やり方、お墓、「献体等」含めて自分流を遺言することができます。

○特に遺言が必要な場合

①、夫婦間に子供がいない場合

夫婦間に子供がなく、長年連れそった妻または夫に相続させたい時は、遺言が必要です。遺言がなければ、相続人が妻(夫)と夫(妻)の兄弟姉妹の場合は、妻(夫)の相続分は4分の3で、残りの4分の1は夫(妻)の兄弟姉妹が相続することになるからです。

②、息子の妻に財産を贈りたい 場合

息子の妻は、夫の両親の遺産については、全く相続権がありません。例えば、夫に先立たれた妻が、亡夫の親の面倒をどんなに長い間看っていたとしても、亡夫との間に子供がいない時は、亡夫の親の遺産は、全て亡夫の兄弟姉妹が相続してしまいます。このような場合は、遺言で息子の妻のためにしかるべき遺産を贈る(これを「遺贈」といいます)ようにしておくのが思いやりではないでしょうか。

③、内縁の妻の場合

「内縁の妻」とは、単なる同棲者ではなく、社会的には妻として認められていながらただ婚姻届けが出されていないだけの事実上の妻のことです。夫の相続権は全くありません。財産を残してあげたい場合は、遺言が必ず必要です。

④、相続人が全くいない場合

特別な事情がない限り、遺産は国庫に帰属します。そこで、遺産を親しい人やお世話になった人にあげたいとか、社会福祉関係の団体、協会、お寺等に寄付したい場合には、その旨を遺言しておく必要があります。

⑤、その他

相続人が外国に居住している場合、知人や友人に遺産を贈りたい場合、相続権のない孫に贈りたい場合等、遺言を決めておく必要があります。

○、遺言は誰でもできる

遺言とは、一口で言えば、個人の生前の意思をその死後に実現させる為の制度で、満 15 歳以上の者であれば、誰でも自由に遺言することができます。

日本では、民法の法定相続に対して遺言があれば遺言が優先するのですから、「財産を残すなら、遺言も遺せ」が常識になるでしょう。

○、遺言の方式

法律は、遺言について厳格な方式を定めていますが、同時になるべく遺言しやすいように、普通の場合の方式として

イ、公正証書による遺言

ロ、自筆証書による遺言

ハ、秘密証書による遺言

このほか、特別な場合の方式もありますが、最も多く利用されている方法は、公正証書遺言と自筆証書遺言ですが、公正証書遺言の方が最も確実な方法であるといえます。